

# 《まんのう町運送事業者支援給付金》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や原油価格高騰の影響を受け、事業活動に支障が生じている町内運送事業者を支援するための給付金を交付します。

## 1. 対象者

以下①～③のいずれにも該当する事業者

- ① 令和4年10月1日現在、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当する事業者で、まんのう町内に本社、主たる事業所又は営業所を有し、かつ営業を継続していること。
  - （ア）貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条3項に規定する特定貨物自動車運送事業を営むもの
  - （イ）貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を営むもの
  - （ウ）バス事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは同号ロに規定する一般貸切自動車運送事業又は同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業を営むもの
  - （エ）タクシー事業 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営むもの
  - （オ）その他運送事業者 その他支援金の趣旨に照らして町長が適当と認める運送事業を営むもの
- ② 法人事業者にあってはまんのう町法人町民税の実績があること。
- ③ 納税義務のある市区町村税を滞納していないこと。

## 2. 給付額

まんのう町内の事業所に配置している車両台数に下記の給付額を乗じて計算した額  
※令和4年10月1日時点において、自動車検査証の使用者の欄が交付対象者であり、かつ、自家用・事業用の別欄が事業用であること、また、使用の本拠の位置欄がまんのう町内の住所である車両が交付対象となります。

交付対象車両	1台当たりの給付額
貨物自動車運送事業の用に供する車両	60,000円。ただし、最大積載量が4.5ト未満の車両の場合は30,000円
貨物軽自動車運送事業の用に供する車両	30,000円
バス事業の用に供する車両	100,000円
タクシー事業の用に供する車両	50,000円

### 3. 申請期間

令和4年11月1日（火）から令和4年12月28日（水）まで〈消印有効〉

（ご注意）

- 1 事業者につき1回限りの交付となりますので、まんのう町内に複数の営業所等がある事業者様におかれましては、まんのう町内営業所分を取りまとめのうえ、ご申請ください。

### 4. 提出物

- （1）交付申請書兼請求書（様式第1号）
- （2）交付対象車両一覧（様式第2号）
- （3）運送事業を営んでいることを証明する書類の写し（許可書、届出書等）
- （4）交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し
- （5）まんのう町内に本社、主たる事業所又は営業所があることが確認できる書類
- （6）市区町村税の滞納がないことを証明する書類（納税先がまんのう町の場合は不要）
- （7）口座名義人及び口座番号がわかる通帳又はキャッシュカードの写し

※各様式（様式第1号、様式第2号）は町ホームページからダウンロードできます。  
まんのう町企画政策課の窓口にも設置しております。

### 5. 申請方法

下記6へ郵送又は企画政策課窓口へ提出

### 6. 提出先・お問い合わせ先

〒766-8503

仲多度郡まんのう町吉野下 430 番地 まんのう町役場 3 階

企画政策課「運送事業者給付金」宛

TEL : 0877-73-0106

FAX : 0877-73-0113

EMAIL:kikaku@town.manno.lg.jp